

受講の優先順位

■当機構が行う職場適応援助者養成研修は、「障害者雇用安定助成金(障害者職場適応援助コース)」^(注1)を活用した訪問型職場適応援助又は企業在籍型職場適応援助を行うことが具体的に予定されている方に対し優先して行うこととしています。

■実技研修は、少人数の実習等を中心としたカリキュラムで構成されています。そのため、各都道府県別の各期の受講希望者数が実技研修が適切に実施できる人数の範囲を超える場合は、複数名の申請をされた事業所に対して人数の調整を行った上で、下表の優先順位^(注2)に基づいて順に受理します。その上でなお当該範囲を超える場合は、①既に養成研修を修了している方の人数が少ない、②障害者職場適応援助コース助成金の受給実績がある、③対象者が具体的に決まっているなど職場適応援助者としての支援をより具体的に予定している等の事業所を優先させていただきます。なお、集合研修が適切に実施できる人数の範囲を超える場合も、上記に準じて受講者数の調整をさせていただきます。そのため、優先順位1であってもやむをえずお断りすることがあります。あらかじめご了承ください。

受講申請の受理の優先順位	受講要件	
	訪問型職場適応援助者養成研修	企業在籍型職場適応援助者養成研修
1	次のいずれにも該当する方 ・障害者の就労支援を行う法人等 ^(注3) に雇用されている方、又は同法人の代表者・役員 ・障害者雇用安定助成金(障害者職場適応援助コース)を活用した訪問型職場適応援助の対象者(障害者又は事業主)が具体的に決まっており、そのために研修受講が必要な方 ・受講申請の時点で、障害者の就労支援に係る業務 ^(注4) の経験が1年以上ある方(通算で可)	次のいずれにも該当する方 ・障害者を雇用している又は雇用しようとしている事業主に雇用されている方 ・障害者雇用安定助成金(障害者職場適応援助コース)を活用した企業在籍型職場適応援助を予定しており、そのために研修受講が必要な方
2		次のいずれにも該当する方 ・障害者を雇用している又は雇用しようとしている事業主に雇用されている方、又は同事業主(法人の場合その代表者・役員) ・障害者の雇用管理等に関する業務を担当している又は担当する予定の方 ・障害者雇用安定助成金(障害者職場適応援助コース)を活用した企業在籍型職場適応援助は予定していないが、障害者の雇用管理等 ^(注6) をより効果的に行うために研修受講が必要な方
3	次のいずれにも該当する方 ・障害者の就労支援を行う法人等 ^(注3) に雇用されている方、又は同法人の代表者・役員 ・障害者雇用安定助成金(障害者職場適応援助コース)を活用した訪問型職場適応援助の対象者(障害者又は事業主)が具体的には決まっていないが、研修修了後1年以内に当該助成金を活用した訪問型職場適応援助を予定しており、そのために研修受講が必要な方 ・受講申請の時点で、障害者の就労支援に係る業務の経験 ^(注4) が1年以上ある方(通算で可)	
4	次のいずれにも該当する方 ・医療機関に所属している方、又は医療機関の代表者・役員 ・受講申請の時点で、精神障害者等の就労支援に係る業務 ^(注5) を担当している方 ・精神障害者等の就労支援をより効果的に行うために、研修受講が必要な方	
5	次のいずれにも該当する方 ・障害者の就労支援を行う法人 ^(注3) に雇用されている方、又は同法人の代表者・役員 ・受講申請の時点で、障害者の就労支援に係る業務 ^(注4) を担当している方 ・障害者の就労支援をより効果的に行うために、研修受講が必要と職業リハビリテーション部長が認める方	

(注1)「障害者雇用安定助成金(障害者職場適応援助コース)」については、最寄りの都道府県労働局にお問い合わせください。

(注2)本優先順位は、障害者雇用安定助成金(障害者職場適応援助コース)を活用した訪問型職場適応援助又は企業在籍型職場適応援助を行う予定があるか、当該助成金を活用した訪問型職場適応援助は行わないまでも職場適応援助者としての支援の予定があるか、それらの予定がどの程度具体的に決まっており、早期に行う予定か、研修で得た知識・技能を活用してそれらの援助・支援を行う見通しはどの程度か等を総合的に勘案して設定しています。

(注3)「障害者の就労支援を行う法人等」とは、障害者の就労支援を行うことが定款やパンフレットに明記されており、受講申請の時点で就労支援を実施している法人です。

(注4)「障害者の就労支援に係る業務」とは、障害者の就職や雇用継続のために行う、①職業指導や作業指導、②職場復帰の支援、③雇用管理等です。

(注5)「精神障害者等の就労支援」とは、精神障害者保健福祉手帳所持者、統合失調症や気分障害及びてんかんの患者との職業相談を含みます。

(注6)「障害者の雇用管理等」には、就労継続支援A型事業所の利用者に対する支援は含まれません。